

新	旧
<p>第1章 名称と事務局の所在地</p> <p>第1条 (名称) 本会は、日本カウンセリング学会カウンセリング心理士会 (<u>Japanese Association of Counseling Psychologist : JACP</u>) と称する。</p> <p>第2章 目的と事業</p> <p>第3条 (目的) 本会は、日本カウンセリング学会でカウンセリング心理士の資格を取得した者が、さらにカウンセラーとしての資質の向上をめざすために相互交流をはかり、互いに親睦と啓発を進め、会員の權益を守るとともに、本会の活動を通して社会に貢献することを目的とする。</p> <p>第4条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8. 日本カウンセリング学会のカウンセリング心理士を養成するための諸活動への援助</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第3章 組織と運営</p> <p>第5条 (会員) 本会の会員は、正会員・賛助会員とする。</p> <p>2. 本会の正会員は日本カウンセリング学会のカウンセリング心理士の資格を取得した者とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第8条 (役員を選出) 理事23名の内17名は、正会員の互選により選出する。残り6名の理事は、選出された理事の推薦により正会員の中から選出する。</p> <p>2. 会長及び副会長は、理事の推薦により、正会員の中から選出する。ただし、学会理事長が兼任することはできない。</p> <p>付則 本会則は、2022年7月17日より実施する。</p>	<p>第1章 名称と事務局の所在地</p> <p>第1条 (名称) 本会は、日本カウンセリング学会カウンセリング心理士会 (<u>Japanese Association of Certified Counselors : JACC</u>) と称する。</p> <p>第2章 目的と事業</p> <p>第3条 (目的) 本会は、日本カウンセリング学会でカウンセリング心理士 (<u>認定カウンセラー</u>) の資格を取得した者が、さらにカウンセラーとしての資質の向上をめざすために相互交流をはかり、互いに親睦と啓発を進め、会員の權益を守るとともに、本会の活動を通して社会に貢献することを目的とする。</p> <p>第4条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8. 日本カウンセリング学会のカウンセリング心理士 (<u>認定カウンセラー</u>) を養成するための諸活動への援助</p> <p>9～10 (略)</p> <p>第3章 組織と運営</p> <p>第5条 (会員) 本会の会員は、正会員・賛助会員とする。</p> <p>2. 本会の正会員は日本カウンセリング学会のカウンセリング心理士 (<u>認定カウンセラー</u>) の資格を取得した者とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第8条 (役員を選出) 理事23名の内17名は、正会員の互選により選出する。残り6名の理事は、選出された理事の推薦により正会員の中から選出する。</p> <p>2. 会長及び副会長は、理事の推薦により、正会員の中から選出する。ただし、学会理事長・<u>会長</u>・<u>副会長</u>が兼任することはできない。</p>